

控

陳 情 書

1. 陳情趣旨

(1) 陳情の背景

陳情者は、市民の立場で指定管理者制度の運営に問題意識を持ち、野田市情報公開条例に基づいて開示された行政文書により同制度の運用状況を調査検証し、その結果を市政メールにより野田市担当課に意見・提案する活動をしています。その中で、以下に示す通り市政メールによって寄せられた意見・提案に対しての担当課及び秘書広報課による極めて不誠実な対応の実態が明らかになりました。

- ① 陳情者は、野田市郷土博物館・野田市市民会館指定管理者特定非営利活動法人野田文化広場による指定管理業務の履行遅延、不履行、更に法定業務報告書等への虚偽記載等（以下、「不適切な事実」という。）を発見した。
- ② そこで、毎年2月に実施されている指定管理者候補者選定委員会フォローアップ審査（以下、「フォローアップ審査」という。）に反映されるよう平成26年1月21日付発信の社会教育課宛市政メール及び同年2月1日付発信の行政管理課宛市政メールにより「不適切な事実」について具体的な証拠を示した上での事実提示と改善提案を行った。
- ③ しかし、市政メールにより寄せられた意見等については、野田市は市の考え方を答えるとしているにも係わらず現在までに何の応答も無い。
- ④ 陳情者は、「不適切な事実」に関する野田市職員側にも違法・不当な財務会計上の行為があると考え、平成26年8月12日付で野田市職員措置請求（住民監査請求）を行い監査委員に受理され監査が実施された。
- ⑤ 平成26年10月10日付で公表された監査委員による監査結果によれば、平成26年2月13日に開催された「フォローアップ審査」の前に「不適切な事実」を予見または知る立場にあったにも係わらず、選定委員会委員である社会教育課長と行政管理課長が「フォローアップ審査」において何の指摘もしなかったことが不適切であったことを認めている。
- ⑥ これらから市政メールにより寄せられた意見等に対して単に野田市としての考え方を答えることを怠っていたばかりでなく、重大な指摘事項を市政運営に反映することも怠っていた事実が判明した。即ち、事実に基づいた陳情者からの市政メールによる問題提起を担当課が無視していたことが明らかになった。
- ⑦ 更に、市政メールは秘書広報課が主管し市民サービスとして行っている業務であるが寄せられた市民からの意見等への担当課の対応状況の管理を誠実に行っているとも思えない状況も合わせて明らかになった。

(2) 理由

陳情者は、市政メールでは野田市の考え方すら答えて頂くことは出来ず、野田市職員措置請求（住民監査請求）によって漸く野田市の考え方を知ることが出来ました。この事から陳情者は、野田市情報公開条例の第一条に「市民による行政の監視と参加を一層促進し」としていながら野田市の実態は、市政への市民参加を拒み無視していると判断せざるを得ません。このような状況を改善せず放置すれば市政は荒廃し、市民の市政に対する不信感がますます増大するばかりです。

そこで、2項に示す通り陳情致します。

2. 陳情項目

市政メール等住所氏名を明らかにした上で事実に基づいて行われる市民からの意見・提案に誠実に対応し、一般通念上受け入れることの出来る期限を設け、期限内で見解を示し、また必要に応じて市政運営に具体的に反映がされるようにしてください。

平成26年11月4日

（宛先）野田市議会議長様

（陳情者）

住 所： 千葉県野田市

氏 名：

電 話：